

広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の創造  
広がる！深まる！広島版「学びの変革」

## 広島県大学等進学奨学金の奨学生の募集を開始しました！

貧困の世代間連鎖を断ち切るため、家庭の経済的事情等にかかわらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高められる教育を実現することを目的として、新たに、大学等進学時の経済的負担軽減のための給付制度を創設し、奨学生の募集を開始しました。

### 1 制度の概要

#### (1) 対象となる進学先の範囲

大学，短期大学，専修学校専門課程

#### (2) 奨学生の要件（全てを満たす者）

- ・ 県内の高等学校等に在学する者
- ・ 生活保護世帯又は市町村民税所得割額非課税世帯に属する者
- ・ 学習状況が良好であること

#### (3) 給付額

60 万円以内

進学する大学等の受験料，入学金，初年度授業料（年額の 2 分の 1 の額）の合計額に相当する額

#### (4) 募集予定者数

100 人程度

### 2 県教育委員会への申請書類期限

平成 30 年 8 月 31 日（金）

※ 申請書類は、学校を経由して提出することとしています。

#### 【担当】

教育支援推進課 教育支援推進監

（直通電話）082-513-4886

（e-mail）kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

# 平成30年度広島県大学等進学奨学金 奨学生募集のご案内

平成31年度に大学等への進学を希望する高校生等のみなさんへ

広島県教育委員会

広島県大学等進学奨学金は、経済的理由により大学等への進学が困難と認められる高校生等を対象に、進学に必要な経費の一部を給付する制度です。（原則、返還は不要です。）

奨学金の給付を希望される方は、学校に申し出て申請手続案内等を受け取り、学校が定める期日までに、必要書類を学校へ提出してください。

## 1 大学等進学奨学金の内容

### (1) 進学先の大学等の範囲

大学、短期大学及び専修学校専門課程

### (2) 給付額

60万円以内

進学する大学等が定める入学試験の受験料（大学入試センター試験を課す大学等は大学入試センター試験検定料を加算した額）、入学金及び初年度授業料（年額の2分の1の額）の合計額に相当する額

※ 複数の大学等を受験・合格した場合でも、進学する大学等に係る経費相当額しか給付されません。

### (3) 募集予定者数

100名程度

## 2 給付を受けることができる者の要件

次のいずれにも該当する方が対象となります。

(1) 県内の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は専修学校高等課程に在学していること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

① 生活保護法に基づく保護を受けている世帯に属する者

② 市町村民税所得割額の非課税世帯に属する者

(3) 学習状況が良好であること。

## 3 申請手続

申請書類は、学校を経由して県教育委員会に提出していただきます。まず、担任の先生等に申し出て詳しい案内・申請様式等を受け取った上で、学校が定める期日までに学校へ書類を提出してください。

## 4 学校から県教育委員会への提出期限

平成30年8月31日（金）必着

※ 申請者は、学校が定める期日までに学校へ提出してください。

## 5 その他

○ 申請が多い場合は、要件を満たしている場合であっても、給付を受けられないことがあります。

○ 11月上旬に内定者を決定し、学校を通じてお知らせします。

○ 奨学金の給付を受けた後、大学等に入学しなかった場合、入学後6か月以内で退学した場合等は、奨学金を返還していただきます。

不明な事項があれば、各学校又は広島県教育委員会 教育支援推進課 企画調整係（電話082-513-4886）へお問い合わせください。